

こちら特報部

国会前デモも排除？

もともと都迷惑防止条例の「悪意」の定義は曖昧だった。このため、悪意に基づき繰り返しの「つきまとい」などを規制する条項をめぐっては、二〇〇二年の改正で「正当な労働運動、抗議行動の規制も可能となるのではないか」との懸念が広がり、都側が提案した条項が削除されるという異例の経緯があった。

〇三年に修正案が出され、この条項に「正当な理由なく」という文言が付け加えられたほか、都民の権利を不当に侵害しないように定める乱用防止規定を新たに設けるなど、要件を厳しくして成立した。

今回の改正案に反対する意見書を都議会の各会派に提出した弁護士団体「自由法曹団東京支部」の船尾遼弁護士は「憲法が保障する労働組合の団体行動権や国民の言論表現の自由、知る権利、報道の自由を侵害している。昨年国会で成立した共謀罪法の『東京都版』とも言える内容だ」と危機感を募らせる。

被害者の告訴がいらぬこともあり、行為の正当性や内心の感情が、現場の警察官の判断に委ねられるという危険性は以前からあったというが、「今回の改正で取り締まりの対象がさらに広がる」とみる。

船尾氏は十九日の都議会警察・消防委員会を傍聴し、「改正が必要な根拠となる立法事実がない」と断じる。「現行法が適用できないつきまといなどが、どれほどあるか知りたかったが、警視庁からそうした行為の類型別の統計は示されなかった。これではなぜ今改正されるのか分からない」と首をかしげる。

今回の改正で最大の問題点と考えるのは「名誉を害する事項を告げる」という規制だ。刑法上の名誉毀損罪の範囲を超えている。同罪の適用には、不特定多数に告げて名誉をおとしめたという客観性が求められるが、この改正案では『パカ』と繰り返す言われ、むっとするという感情レベルでも、条例違反に問われかねない」とみる。

ストーリー規制法と違



い、名誉を害する相手も限定されないため、例えば国会前で首相を批判する、労働組合が会社の前で「ブラック企業」と抗議しピラを配る、消費者が不買運動を呼び掛ける、といった活動も条文上は対象となり得るという。ツイッターなど会員制交流サイト(SNS)を使った批判も同様に罪に問われる恐れがある。

「監視していると告げる」行為も「記者の張り込み取材が該当しかねない」とみる。「乱用防止規定があるとはいえ、犯罪の事前抑止を目的とする治安立法に使われ、将来の取り締まり強化につながるという懸念は消えない。こうした条例改正の動きが、基地反対運動が続く沖縄のような他県に広がることも恐れる。現行の都の改正案は廃案に

森友学園の決裁文書改ざんについて、首相官邸前で抗議する人たち。16日、東京・永田町で

労組活動、SNSも適用可能

十四日、森友学園問題に抗議する官邸前デモに参加した小原隆治・早稲田大学教授(地方自治)は「デモが拡大しているタイミングで、こうした政治活動を脅かすかもしれない改正案が、多くの都民が知らないうちに採決されようとしていることに驚いた」と話す。

小原教授は改正案の中心や問題点を自ら調べ、ツイッターで発信している。「治安立法の意図はなくても、デモに参加する市民を威圧する効果はあるだろう。治安のための運用はしない」という言葉を確実に取るため、乱用防止規定の厳守を念押しする付帯決議を行うなど、都議会でもっと議論してほしい。市民も活動を萎縮せず、懸念があれば声を上げていこう。これからの警察の運用も注視していく必要がある」と話した。

デスク×デモ

昨年の衆院選で、希望の党代表として合流希望者の一部を「排除」した小池知事が、今度は街頭から市民を「排除」する気のような。改正案が成立し、国会前デモを掃き退けたとして、喜びの支持率が落ち目の現政権だけ。自由な言論活動が封じられた東京など、何の魅力もない。(典)

街頭の市民に「威圧効果」